

八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者候補者選定のための評価会議 開催要綱

(目的)

第1条 八王子市高齢者在宅サービスセンター（以下「在宅サービスセンター」という。）の管理運営を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、在宅サービスセンターの指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- (1) 応募書類に関すること。
- (2) 候補者の適正性に関すること。
- (3) その他

(構成)

第3条 評価会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は福祉部において処理する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の委員	4名
財務の専門家	1名
公の施設の設置者（本市職員）	1名